

令和6年4月22日
記者発表

令和6年3月20日の降雹による農林水産業被害（確定報）と支援策について

3月20日の降雹による農林水産業被害は、前回報告（第2報：3月28日時点）に比べて784,828千円増加し、県全体で被害額2,152,749千円となりました。

県では、新たに特別融資を実施し、今回被害を受けられた農業者の皆様が安定した経営が維持できるよう支援します。

1. 被害状況

分類	品目	被害面積(ha)	被害金額(千円)	被害市町村	被害内容等
農作物	うめ	4,168	2,152,749	有田川町、印南町、みなべ町、日高川町、田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町	降雹による傷果
計		4,168	2,152,749		

2. 支援策

別紙のとおり

【被害状況 問い合わせ先】 農林水産振興課 山本、小和田 TEL：073-441-2896
【支援策 問い合わせ先】 経営支援課 葛城、宮向 TEL：073-441-2881 果樹園芸課 佐原 TEL：073-441-2900

【県の支援策（本被害を受けて特別融資を実施）】

◆特別融資（生活営農資金（災害：知事特認）） 融資機関：農業協同組合

支援内容	対象者	貸付利率	貸付限度額	償還期限 (うち据置期間)	担当課
経営維持に要する経費	農業者	無利子（県、市町村、JAで利子補給※）	運転資金 200万円	5年以内 (2年以内)	経営支援課
融資機関での受付期間：令和6年5月7日（火）から令和6年9月30日（月）					

※市町村とJAの負担は調整中

【国の支援策】

◆補助事業

支援内容	対象者	補助率	事業名	担当課
被害果実の加工利用に係る生産・出荷段階での掛り増し経費（労賃、運搬費、一時保管費）等	農業協同組合等	1/2以内	自然災害被害果実加工利用促進等対策事業	果樹園芸課

※被害面積の割合や国内需給に与える影響が大きいと国が判断した場合、事業を実施

◆農業保険制度

制度	支援内容	対象者	担当課
収入保険	自然災害など経営努力では避けられない収入減少を補填 ※基準収入の9割を下回った場合、下回った額の9割を補填 ※つなぎ融資（無利子、補填金受取が見込まれる場合）	保険加入農業者	経営支援課
農業共済	果樹等が自然災害によって受ける損失を補填 ※収穫量が7割を下回った場合に共済金を支払	共済加入農業者	

【その他】

◆融資（農林漁業セーフティネット資金） 融資機関：(株)日本政策金融公庫

支援内容	対象者	貸付利率	貸付限度額	償還期限 (うち据置期間)	担当課
災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	認定農業者等	0.55%~0.95% (令和6年4月18日現在)	(一般)600万円 (特認)年間経営費等の6/12以内	15年以内 (3年以内)	経営支援課

※ご利用要件等については、日本政策金融公庫和歌山支店(TEL 073-423-0644)にお問い合わせください